東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定 電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧 (平成29年度の接続料の新設及び改定等)

(受付順、敬称略)

	意見提出者(計4件)					
受付	意見受付日	意見提出者	代表者	氏名等		
1	平成 29 年3月 16 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之		
2	平成 29 年3月 16 日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司		
3	平成 29 年3月 16 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊		
4	平成 29 年3月 16 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	宮内 謙		

再意見書

平成29年3月16日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

平成29年3月16日東日本電信電話株式会社

(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等

区分	他事業者意見	当社意見
ドライカッパ	<光ファイバに係る各種接続料・工事費について、更なる低 廉化を図るべきとのご意見>	当社は、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉 化に努め、光の新規需要拡大に取り組んでいく考えです。
	今回申請された平成 29 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しており、この急激な接続料上昇の激変緩和措置のため、平成 27 年度の調整額のうちの一部について、平成 29 年度の接続料原価から平成 30 年度の接続料原価に繰り延べて算定することについて、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われております。 このような接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必進展している中によって平本化を図る等、一定の配慮が必進限している中にがのら光ファイバへのマイグレーションが進展して、メターにおいては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような対し、ドライカッパ接続料の抑制を目的にメタルとが重要です。 そのためには、今後、ドライカッパ接続料の抑制を目的にメタルと光のコスト配賦を見直す等、光ファイバの接続料・エ事費について更なる低廉化を図ることが重要と考えます。 【KDDI株式会社】	また、平成24年度及び平成25年度接続会計において実施したメタル回線と光ファイバ回線との間における施設保全費等の配賦方法の見直し等については、コスト把握の精緻化を図るために実施してきたものであり、適切な措置であると考えています。 なお、KDDI殿のご指摘のとおり、当社としては、合理的な理由なくドライカッパ接続料を抑制する措置を採る考えはありません。

, 2,2,7 5	· · · · = · · · · · · · · · · · · · · ·
今回申請された平成 29 年度接続料は、前年比で NTT 東十6.6%、NTT 西+56.1% (高速ディジタル 64kb/s、エコノミ	│が続いていることから │今後も接続料水準が上
ークラス、タイプ 2、同一 MA 内の場合)の上昇率となってお	す。
り、平成 25 年度接続料と比較すると、実にこの 4 年間で接続料が NTT 東で 1.8 倍、NTT 西で 3.2 倍にもなっております。	│ こうした状況下にあ │設備規制にて貸し出し
特に NTT 西においては、平成 29 年度接続料に加算された	として、実際に要した
調整額が申請された接続料の約3割を占めており、これは今	ものとすることが原則
回、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の許	と同様に負担いただか
可を求める申請を行い、調整額の一部を平成 30 年度の接続	当社としては、引き
料原価に繰り延べを行ったドライカッパ接続料における約 1 割と比べても、非常に大きな調整額の影響となっておりま	削減に取り組んでいく
一す。	また、「適切な代替+ の意見については、当
^ ° 低速系専用線(ディジタルアクセス(64Kb/s、128kb/s))	の息兄については、≡ イーサネット等の法人
については、同等の料金水準・機能で提供できる適切な代替	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
サービスがない等の問題もあることから、現時点でも相当数	利用者に対して移行提
の利用者が残っており、そのような状況において接続料が急	す。
激に上昇すると、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が	なお、調整額の一部
事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定される	度に起因する接続料の 5年7月30日 総務
ため、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請	5年/月30日 - 総想 の適用を必要最小限と
事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激	動が特に大きく、対象
な上昇を抑制していただくとともに、適切な代替サービスの 検討等を進める必要があると考えます。	いて抑制措置を適用す
	の適用により接続料水
また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成 29 年度接続料について、ドラ	等が、抑制措置の適用 れらの基準に準じて、
イカッパ接続料同様、調整額の一部を平成 30 年度の接続料	の接続料についてのみ
原価に繰り延べる措置を取ることが必要です。	判断したものです。
平成 30 年度接続料については、平成 28 年度に実施した減	

他事業者意見

く専用線について、より一層のコスト削減を図り、接続料の

急激な上昇を抑制するとともに、適切な代替サービスの検討

等を進めるべきとのご意見>

区分

専用線

当社意見

専用線サービスについては、利用者ニーズの変化により、IP-VPNや広域イーサネット等の法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。

こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信 設備規制にて貸し出しが義務付けられている機能の適正な対価 として、実際に要した設備コストを利用に応じて負担いただく ものとすることが原則であり、接続事業者には、当社利用部門 と同様に負担いただかざるを得ないと考えます。

当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト 削減に取り組んでいく考えです。

また、「適切な代替サービスの検討等を進める必要がある」との意見については、当社を含め各事業者が I P - V P N や広域イーサネット等の法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービス等、幅広い選択肢の中から検討を行い、各々の利用者に対して移行提案を行っていくべきものであると考えます。

なお、調整額の一部を繰り延べる措置については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成25年7月30日 総務省総合通信基盤局)において、当該措置の適用を必要最小限とすることが適当とした上で、接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められることや、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれることが、抑制措置の適用の基準として示されていることから、これらの基準に準じて、今回、ドライカッパ及びメタル端末回線の接続料についてのみ当該措置を適用することが適切であると判断したものです。

区分	他事業者意見	当社意見
専用線	価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれること から、調整額の一部を繰り延べても、その影響については緩 和されるものと考えます。	
	【KDDI株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
接続機能の廃止		接続機能の廃止にあたっては、これまでも廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当該機能を利用する接続事業者との間で新規受付停止時期や移行方法等に関する事前協議を綿密に行い、当該事業者の対応期間を十分に確保するとともに、ご要望いただければ代替機能等の提案を行う等、丁寧に対応してきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。こうした対応を行ってきた結果、接続事業者において、利用者保護の観点から支障は生じていないものと考えており、接続機能の廃止に係る新たな規律を設ける必要はないと考えます。 なお、技術の変化や経済性等の理由から、全く同等の代替機能、サービスがないまま、接続機能を廃止せざるを得ない場合があることも想定されますが、「代替性」を厳格に解釈することで、事業の退出が実質的に制限されることがないよう留意いただきたいと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
コロケーション等	NTT コミュニケーションズの所有ビル等においても、リソースの空き状況等の情報を開示すべきとのご意見> <ntt コミュニケーションズの所有ビル等における情報開示について=""> 「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する再意見募集」において当社より再意見したとおり、NTT コミュニケーションズの所有ビルで NTT 東・西の義務的コロケーションが提供されている場合、又は、NTT 東・西ビルで義務的コロケーションが提供されているが、電力設備が NTT コミュニケーションズの所有ビルから提供されている場合については、NTT 東・西の接続約款(第99条の2)による空き情報等の開示対象外であることから、前者についてはコロケーションスペースと電力容量の空き状況が、後者については電力容量の空き状況が把握できませんが、これらの場合においても、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】</ntt>	国社息児 NTTコミュニケーションズ殿が所有されるビルにおいて当社が第一種指定電気通信設備を設置するために賃借しているリソースについては、効率的な利用によりコストの抑制を図る観点から、ビル所有者との契約条件等を踏まえつつ、可能な限り必要最低限の容量で確保するよう努めております。 そうした中、コロケーションスペースについては、円滑な設備更な等を実現する観点から、一定区画をまとめてNTTコ内のスペースに係る空き状況を把握することが可能であるため、今般の事業者意見等を踏まえ、コロケーションスペースの空き状況の事前開示に向けて検討を行っていく考えです。 一方、電力設備については、NTTコミュニケーションズ殿より必要な予設については、NTTコミュニケーションズのとり必要な予しているを記している。現時点において、電力設備の空き状況を事前開示することは困難です。

区分	他事業者意見	当社意見
コロケーション	マコロケーションや中継ダークファイバ区間において、計画的にDランクを解消することも検討すべきとのご意見> マ長期間にわたり空きが確保できない区間(D ランク)に対する対処について> NTT 東・西の加入光ファイバを用いた移動・固定通信のインフラ構築や FTTH サービスの展開エリアの拡大等のためには、NTT 東・西のコロケーションスペースや受・発電リソース、及び、中継ダークファイバ等の利用が不可欠ですが、長期間にわたり空きが確保できない区間(D ランク)存在するため、接続事業者が計画的に事業展開できないケースが生じてめ、接続事業者が計画的に事業展開できないケースが生じております。 コロケーションや中継ダークファイバ区間において、長期間にわたり Dランクのまま空きの確保が困難な区間で、東・西が利用門含めて過剰なスペースの確保が行われていないたりませいので、中継区間において NTT 東・西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことでよって、計画的にDランクを解消することも検討すべきだと考えます。 【KDDI株式会社】	当社は、これまで、有限のコロケーションスペースや中継光ファイバ等を円滑に有効活用していただくための仕組みの整備に努めてきたところであり、当社が利用しなくなり、それらが不要となる場合には、接続事業者に利用いただける状態としてきました。 また、中継光ファイバの空き芯線が無い場合については、要望に応じて、当社において異ルート等の代替手段を検下であとともに、WDM装置の別置有無位の接続を提供し、現に接続事業者に当該接続を利用いただいてNTT東西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことによって、計画的にDランクを解消することも検討すべき」との意見を提出されていますが、当社は、ご指摘のような伝送装置の更改等に合わせた中継ネットワークの効率化を進めてきたところであり、現にDランク区間も減少しているところです。

区分	他事業者意見	当社意見
対していっています。 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一	方細 ウよ定に上一借等比 す産た度「る や賃資へで定と 社原西(仮 大き けいりす係用の照を採 「い投ま利と 係 が比スレなて 式 、よ期の と資達がに 、	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定にのでは、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、資借対照表の数値をことで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、とする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることかかの資本として総額を見込む現行の算定方法は適正であると考えます。 ご指摘のように、近年、電気通信事業固定資産は減少する一方で自己資本は増加しておりま事業運営に取り組んできたに明いるとの蓄積により安定的変の取り組んできたに用いるといいます。 であり、いうを指により安定的変の取り組んできたので自己資本は増加しておりますが、近年、表表に取り組んできたに取りにはないまされば設備のスリム結果であり、いうを指により安定的なの取り組んできたに、現時の表表にあり、いうを表えます。

区分			他事業者意見	見			当社	t意見	
 *本構成比率	「右利	 子負債以外の負			こく「投資				
71177020		の資産」(固定)							
		流動資産」を「			このか、より				
	実態に	即した算定にな	ると考えます	•					
	なお	(、「次世代ネット	トワーク(NGN	1)等の接続」					
		見募集」におい							
		』の資産』の取得							
					·				
		事業固定資産』							
		」と述べており							
	向を見	ると、自己資本	は増加してい	るにも関わり	らず、電気通				
	信事業	固定資産は減少	し続けている	ことから、必	がしも、「自				
	己資本	を『電気通信事	業固定資産』	の取得に優先	上的に用いる				
		で『毛ススを記す							
	これ	これらの事実も踏まえながら、今後、資本構成比率の算定 方法について、「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルール							
	方法に		tネットワー	ク(NGN)等の	D接続ルール				
	方法に	ついて、「次世代	tネットワーク 踏まえた接続	ウ(NGN)等 <i>0</i> ルールの検言	D接続ルール				
	方法に関すいて、	ついて、「次世代 る意見募集」を 詳細の検討が必	tネットワー! 踏まえた接続 要だと考えま	ウ(NGN)等 <i>0</i> ルールの検言 す。	D接続ルール 対の場等にお				
	方法に に関す いて、	ついて、「次世代 る意見募集」を 詳細の検討が必	tネットワーク 踏まえた接続	ウ(NGN)等 <i>0</i> ルールの検言	D接続ルール				
	方法に に関す いて、	ついて、「次世f る意見募集」を 詳細の検討が必	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま _{平成21年}	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 ***********************************	D接続ルール 村の場等にお PR 27年 B/S稼働ペース 2,691,129				
	方法に に関す いて、	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評価の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} _{B/S稼働ベース}	ウ (NGN) 等 <i>0</i> ルールの検言 す。 _{平成24年 B/S稼働ベース}	D接続ルール 村の場等にお ************************************				
	方法に に関す いて、 ^{単位:百万} () 内は34	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ベース 2,952,584 2,102,681	ウ (NGN) 等の ・ルールの検言 す。 ^{平成24年} B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,760)	P様続ルール 対の場等にお P成27年 B/S稼働ベース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547)				
	方法に に関す いて、 ^{単位:百万} () 内は34	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評価の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ベース 2,952,584	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 ^{平成24年} _{B/S稼働ベース} (▲63,274) 2,138,441	P接続ルール 対の場等にお PK27年 B/S稼働ベース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396				
	方法に に関す いて、 ^{単位:百万} () 内は34	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 門 年前の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ベース 2,952,584 2,102,681	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 ^{平成24年} B/S稼働ベース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,760) 2,703,874 (▲87,779)	P接続ルール 対の場等にお 平成27年 B/S稼働ベース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478)				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 門 年前の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				

区分	他事業者意見	当社意見
情報の開示	響額をシミュレーションできるような情報の開示が望ましいとのご意見> 平成 29 年度のドライカッパ接続料に関しまして、平成 30 年度の接続料原価に調整額の一部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたことにより、当初の見込値よりもるととにより、当初の見込値よりもるととを踏まえると適切な措置であると考えます。 また、平成 30 年度の接続料金につきましては、平成 28 年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることが、東日本殿「といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西大殿」といいます。)におかれましては、平成 28 年度上期等の実績値を元に精緻にシミュレーションしたものと想定しますが、NTT 東西殿以外の事業者にはその予測の根拠が開示されておりません。 事業者の予見性及び接続料算定の透明性確保の観点から、響額をNTT 東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。 具体的には、メタルの端末系伝送路に係る市内線路の取得をNTT東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。 具体的には、メタルの端末系伝送路に係る市内線路の取得をNTT東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。 具体的には、メタルの端末系伝送路に係る市内線路段間の現場で変換にご教示に対していたが、その下による費用低減効果の試算が可能になるものと考えております。 【ソフトバンク株式会社】	平成30年度のドライカッパ接続料の水準については、需要の減少度合いが同様であるとすると、平成29年度の接続料水準から大幅には変動しないものと想定される旨を事業者説明会等の場でお示ししており、接続事業者の予見性は十分確保されているものと考えております。 なお、当社設備の資産取得年度毎の取得資産価額及び正味資産価額の内訳を開示した場合、老朽化等に伴う設備更改の発生見通しを予見することが可能となり、ひいては、物品購入や工事に係る発注計画が類推可能となって、価格交渉に影響を与える等、当社の効率的な事業運営に支障が生じるおそれがあるため、開示することはできません。

(2) 平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定

(2) 平成 29 平度	の加入光ファイバに係る接続料の改定	
区分	他事業者意見	当社意見
用年数	く光ファイバの耐用年数を定期的に見直すべきとのご意見 「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意 見募集」において当社より意見したとおり、光ファイバの耐 用年数見直しについては、2008 年度にそれまで採用していた 法定耐用年数 (10 年) から使用実態を踏まえた経済的耐用年 数 (架空 15 年、地下 21 年) に変更され来年度で 10 年が経 過することになります。 加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光 への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数 については、政策的に、例えば、5 年・10 年といった期間毎 に、又は、将来原価方式での接続料申請毎 (補正申請時は含 まず)に、定期的な見直しを実施することを検討すべきです。 【KDDI株式会社】 現在設定されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数 につきましては、実績が少ないため、継続的に見直しを検討 することが、将来原価方式を採用している加入光ファイバ接 続料におきましては、より実態に合った耐用年数の設定に資 すると考えております。そのため、将来原価方式の認可申請 のタイミング等、定期的に見直しを検討する機会を設けることを要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】	平成29年2月末に公表したとおり、光ファイバケーブルの耐用年数については、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務環境会実務指針(※)に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検証を行った結果、当社として現時点で直とがって、今後、光ファイバケーブルに関するものでもりには、、今後、光ファイバケーブルに関するのの表計のために実施するものであり、技統料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉のですないと考えます。 (※) 監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(平成24年2月14日) 3. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間でなければならな対象となるでではなく、経済的でいまく、経済的でいるが関係の対策を見がした。でなければならない。 13. 耐用年数は、「資産」の料質・構造・用途等のによる、対象となる「資産」の材質・経済を見まるでは、経済のを企業が見て、その特殊が見て、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、となるでは、とないのでは、ないのではないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは

区分	他事業者意見	当社意見
分岐端天の場合を持ている。	この検討の場等において、詳細な検討をすべきとのご意見 表表について、今後、接続ルートの検討の場等において、詳細な検討をすべきとのご意見 京次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見 京次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意 京次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意 京次世代ネットの 京表 京次世代ネットの 京表 京表 京表 京表 京表 京表 京表 京	分岐端末回線に係る接続料原価に含まれる減価償却費は、創設費を平均的な使用期間である耐用年数で除して算定していることから、減価償却の状況については適切に反映されております。 そのため、加入光ファイバのコスト全体から分岐端末回線に係るコスト等を除いて算定する主端末回線の接続料負担はそれぞれ公平なものとなっております。

· [
区分	他事業者意見	当社意見
分岐端末回線接	このように、分岐端末回線接続料の算定方法について、今	
	後、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意	
引込等設備維持		
負担額	の検討が必要だと考えます。	
只担 做		
	【KDDI株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	「大田田の第定方法について、見直すべきであり、今後、接続ルールの検討の場等において、詳細を検討すべきとのご意見> 「(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係額を増加に設備らことができる算定として、レートベースに関係のない投資を増加を設備に、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代本路通信とかットたた。近年のの接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】 平成29年度の加入光ファイバ接続料は、自己資本比率の正規の自己資本比率は年々上昇し続けており、報酬上昇の要因になります。また、他公共事業※に比べて表記であると対すます。 【KDDI株式会社】 平成29年度の加入光ファイバ接続料は、自己資本比率の正規の自己資本比率により、報酬と表記であります。。(※他の共事業の自己資本比率であると表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	とで、加入光ファイバ接続料の平成31年度2,000円台の確実な達成及び平成32年度以降の更なる低廉化にもつながり、メタルから光への移行をより促進することになると考えております。 【ソフトバンク株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
	しいと考えます。	
	【ソフトバンク株式会社】	

│ 区分 │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	V + I -
	<u>当社意見</u>
継局接続機能 きとのご意見> いては、ご指摘の点も踏まる	多行期における接続料の取扱いにつ えつつ、IP-IP接続への移行方 皆間意識合わせの場等において関係 考えです。

区分 帯域換算係 用いた「ポー 績トラヒック
用いた「ポー

他事業者意見

数を - ト実 ク比」

<帯域換算係数の適用は取りやめるべきとのご意見>

中継ルータや中継伝送路等の共用設備に係るコストを関 係する接続機能へ配賦するために、QoS 換算係数及び帯域換 算係数を用いた「ポート実績トラフィック比」が用いられて います。帯域換算係数については、一般的に、IP 系の装置 が帯域差に比して装置価格差を生じさせるものではないこ と、すなわちスケールメリットが働く点に着目して、そのス ケールメリットを勘案した場合のトラフィックを推計する ために用いられています。

しかしながら、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルー ルに関する意見募集」において当社より意見したとおり、帯 域換算係数は、各機能のエッジ設備(GW ルータ等)の NGN 側 の1ポートあたりのトラフィック差に応じて適用されるこ とになっているため、例えば、A機能とB機能で中継ルータ を通過するトラフィック差が 10 倍(1G:10G) であっても、 帯域換算係数が 1:6.7 (帯域 10 倍ごとにコストが 2.6 倍の 場合)の場合は、「帯域換算後のポート実績トラフィック比」 は、1 (1×1 ポート):2.6 (2.6×1 ポート) となり、中継 ルータのコストはA機能とB機能に 1:2.6 でコスト配賦さ れています。すなわち、B機能はA機能に比べて、中継ルー タのトラフィックリソースを 10 倍消費しているにも関わら ず、中継ルータのコストはA機能のわずか 2.6 倍しか負担し ていないことになっています。

通常、中継ルータや中継伝送路といった設備は、当該設備 を通過する各機能のトラフィックを処理できるだけの設備 を用意するということを考えれば、そのコスト配賦について は、帯域換算係数を適用せずに、当該設備を通過又は確保し た機能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト配賦を行 うのが適切だと考えます。

なお、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関す る再意見募集」において、NTT 東・西が「実際に各社のネッ <帯域換算係数の扱いについて>

帯域換算係数は、中継ルータ等のトラヒックリソースを10 倍消費する場合であっても、中継ルータ等のコストは10倍も かからないというIP系装置の特徴(スケールメリットが働く 点)をアンバンドル機能間のコスト配賦に反映するために、一 般的なルータにおける1Gポートと10Gポートの市販価格の 差等を基にして設定しているものであり、コストの実態を踏ま えた適正なものであると考えます。

当社意見

この考え方や算定方法は、NGN提供前から「次世代ネット ワークの接続料算定等に関する研究会」等で議論・検討された 上で妥当であると認められてきたものであり、これを覆すよう な市場環境の変化等はこれまで生じていないものと考えます。

なお、専用線の速度換算係数のように、高速大容量による設 備効率化を接続料算定に織り込むことは、IP系装置に係らず、 NGN接続料の設定以前から採用されております。

仮に帯域換算係数を廃止した場合は、適正なコスト配賦を歪 めることになるばかりではなく、広帯域のサービスにおけるコ スト負担が過大となり、我が国のブロードバンドの促進を妨げ ることになりかねないと考えます。

したがって、NGNのコスト配賦において帯域換算係数(帯 域と設備コストの関係におけるスケールメリット)を勘案しな いよう見直すことは、適切でないと考えます。

なお、KDDI殿の意見に「競争環境や市場価格、各社の販 売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定 される接続料金を同列に論じても意味はなく」とありますが、 利用者料金の決定にあたっては設備コストも重要な要素の一つ と考えます。KDDI殿が提供されているサービスを含め、各 社が提供しているサービスにおいて帯域差ほど価格差がないの は、利用者料金の設定にあたって帯域換算係数と同様の考え方 が用いられていることも要因の一つになっているものと考えま

と考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市場価で帯域換算係数を適用することは、適切であると考えます。	区分	他事業者意見	当社意見
トベースで算定される接続料金を同列に論じても意味はなく、共用設備のコスト配賦については、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。 このように、NGN のコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】 「KDDI株式会社】 「MANTAN	区分	トワークサービス(例えば KDDI 殿の国内イーサネット専用サービス等)の1Gbps 品目と10Gbps 品目の利用者料金を見ても、帯域が10倍であっても利用者料金は10倍となっておらず、当社NGN と同様に他社ネットワークにおいても帯域と設備コストの関係にはスケールメリットが働いているものと考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列に論じても意味はなく、共用設備のコスト配賦については、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。 このように、NGNのコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。	す。 <ngnのコスト配賦の在り方について> 当社としては、上述のとおり、NGNのコスト配賦にあたって帯域換算係数を適用することは、適切であると考えます。 加えて、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、収容ルータのコストの扱い等について、より適正な負担となるよう見直しを検討すべきと考えます。 これまで収容ルータについては、収容局接続機能の利用事業者ごとに設置が必要な装置であるとして、そのコストのほぼ全額を収容局接続機能の原価としたが、例えば、今般、新たにアンバンドルされた優先転送機能の優先トラヒックが増加することによって、収容ルータの増設等が必要になコスト負担の観点で問題があると考えます。 したがって、収容ルータのコストについては、上述のような利用状況の変化を踏まえ、改めて、適正なコスト負担となるよう、収容局接続機能以外の機能の原価にも配賦する等の見直し</ngnのコスト配賦の在り方について>

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	<接続ルールの検討の場等において、詳細を検討すべきとのご意見> 「(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む、現行の算定方法は適正であると考えます。

(4) 長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の改定等

	用力式に基づく平成 29 平度の接続料の以及等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当社音目
区分 平成 29 年度接 続料	他事業者意見	当社意見 平成29年度の接続料については、モデルにより算定した加入者交換機能に係る接続料原価が約▲7.2%減少したのに対し、加入者交換機能に係るトラヒック(通信時間)は約▲11.9%減少した結果、接続料水準が上昇しているものです。 なお、現在、長期増分費用モデル研究会で、平成31年度以
	ら IP 網へのマイグレーションが進展しております。それに伴い、PSTN のトラフィックは減少を続けており、今回申請された平成 29 年度の PSTN 接続料は、3 分換算で、GC 接続で対前年度比+5.5%、IC 接続で対前年度比+4.8%と、GC 接続、IC 接続共に前年度に比べて値上がりとなっております。このような接続料水準の高騰は、ユーザー利便に影響を与えるものであり、PSTN を利用し続けるユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーション	降のPSTN接続料算定を視野に入れたモデルが検討されておりますが、仮想的なモデルにより実際にかかった費用を回収できず、NTT東西に過度な負担を強いる長期増分費用方式は採用すべきでないと考えます。加えて、PSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルでPSTN接続料を算定することは、原価に対して適正な接続料とはなりえず、不適切であると考えます。
	を進めるため、有力な移行先である OABJ-IP 電話(ひかり電話)の接続料水準から大きく乖離しない程度に PSTN 接続料の高騰を抑制していく必要があると考えます。 固定電話市場の主流が IP に移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークは IP 網であるため、現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深め、早期に現行モデルから IP-LRIC モデルに移行できるよう準備を進めていくことが重要です。	
	(※1) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」 (平成 28 年度第 2 四半期 (9 月末)) より 【KDDI株式会社】 今般、NTT 東西殿により申請がなされた、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成 29 年度の接続	

区分	他事業者意見	当社意見
	料につきましては、GC 接続 3 分当たり 6.38 円(前年度比+5.5%)、IC 接続 3 分当たり 7.68 円(前年度比+4.8%)と引き続き接続料上昇の傾向であり、このまま現行のモデルを使い続けた場合、上昇の傾向は変わらない見込みです。	
	現在、長期増分費用モデル研究会において、次期に適用するモデルの議論が行われているところですが、LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑み、効率的ネットワークを実現できる IP-LRIC モデルの適用に向けた議論を進めることが適当と考えます。	
	【ソフトバンク株式会社】	

区分 他事業者意見	意見
用年数 論すべきとのご意見> する市場環境や使用実態等に大 光ケーブルの経済的耐用年数については、平成 27 年に、 討するものと考えます。	究会報告書(案)に対する意見27年2月4日)において、「光計には、光ケーブルを保有する一タの提供が必要であることを担とならない範囲で、適時に更摘されているとおり、事業者の

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	く資本構成比率の算定方法について、見直すべきであり、今後、接続ルールの検討の場等において、詳細を検討すべきとのご意見> 「(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む、現行の算定方法は適正であると考えます。

再意見書

平成 29 年 3 月 16 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう たなか たかし代表 取締役 社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

(2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について

提出された意見

近年、NTT 東西殿の自己資本比率は年々上昇し続けており、報酬上昇の要因になっております。また、他公共事業※に比べても、NTT 東西殿、特に NTT 東殿の自己資本比率(平成 27年度実績値:78%)は著しく高い水準になっております。

(略)加入光ファイバ接続料の平成31年度2,000円台の確実な達成及び平成32年度以降の更なる低廉化にもつながり、メタルから光への移行をより促進することになると考えております。 【ソフトバンク株式会社】

現在設定されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数につきましては、実績が少ないため、継続的に見直しを検討することが、将来原価方式を採用している加入光ファイバ接続料におきましては、より実態に合った耐用年数の設定に資すると考えております。そのため、将来原価方式の認可申請のタイミング等、定期的に見直しを検討する機会を設けることを要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】

再意見

左記意見のとおり、NTT 東西の自己資本比率は、他公共事業の自己資本比率と比べても著しく高い水準になっており、また、レートベースの構成資産にあわせた資本構成比を算出するために、「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比を用いているため、貸借対照表上の自己資本比率よりも更に高い自己資本比率が報酬額の算定に用いられております。

このような「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比を 用いる算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すこと で、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっていることから、第一種指 定電気通信設備に係る報酬額算定の方法について見直す必要があると考えます。

したがって、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN) 等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の 検討が必要だと考えます。

NTT 東・西公表の「光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しに係る検討結果」 (平成 29年2月28日付け)よれば、平成27年度末の実績をもとに、平成20年度の見直し時(平成17年度実績をもとに算出)と同様の算出方法で算出した場合は、現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)に比べて、4~5年長い(架空19年、地下26年)という結果が出ております。

また、撤去法の確率分布関数による推計においても、昨年度の調査(平成 26 年度末の実績をもとに算出)に比べて、確実に 1 年(架空 $13\sim20$ 年 $\rightarrow14\sim21$ 年、地下 19 ~32 年 $\rightarrow20\sim33$ 年)経済的耐用年数が伸びております。

このように経年によって確実に経済的耐用年数は伸びており、加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光への移行を促すためには、左記意見のとおり、接続料算定に用いる耐用年数について、政策的に将来原価方式の認可申請のタイミング等で定期的に見直すなど、その在り方について今後検討が必要です。

(4) 長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

提出された意見	再意見
LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で	左記意見のとおり、固定電話市場の主流が IP に移行している現状を踏まえれば、最新
最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑み、効率的	の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークは IP 網であるため、現在、長期増分
ネットワークを実現できるIP-LRICモデルの適用に向けた議論を進	費用モデル研究会で検討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深め、早期に現行モデ
めることが適当と考えます。	ルから IP-LRIC モデルに移行できるよう準備を進めていくことが重要です。
【ソフトバンク株式会社】	
光ケーブルの経済的耐用年数については、平成 27 年に、最新	左記意見のとおり、第七次モデルにおいて、最新の撤去実績等に基づき推計を行った結
の撤去実績等を用いて 7 年ぶりに推計を行った結果、約 2.5 年	果、光ケーブルの経済的耐用年数については、今までの架空 15.1 年、地下 21.2 年から
延びました。最新のデータを用いて推計をすることにより、経済的耐	架空 17.6 年、地下 23.7 年へと見直しが行われました。
用年数は延びていくものと考えられることから、今後、より実態に即	「(2)平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について」で述べたとおり、
した耐用年数とするために、再推計の頻度等について議論を行う	光ケーブルの経済的耐用年数は、経年によって確実に伸びていることから、LRIC モデルの見
ことが適当と考えます。	直しのタイミング等で、定期的により実態に即した耐用年数に見直すなど、その在り方につい
【ソフトバンク株式会社】	て今後検討が必要です。

以上

再意見書

平成29年3月16日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

平成29年3月16日西日本電信電話株式会社

(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等

区分	他事業者意見	当社意見
ドライカッパ	<光ファイバに係る各種接続料・工事費について、更なる低 廉化を図るべきとのご意見>	当社は、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉 化に努め、光の新規需要拡大に取り組んでいく考えです。
	今回申請された平成 29 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しており、この急激な接続料上昇の激変緩和措置のため、平成 27 年度の調整額のうちの一部について、平成 29 年度の接続料原価から平成 30 年度の接続料原価に繰り延べて算定することについて、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われております。 このような接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必進展している中によって平本化を図る等、一定の配慮が必進限している中にがのら光ファイバへのマイグレーションが進展して、メターにおいては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような対し、ドライカッパ接続料の抑制を目的にメタルとが重要です。 そのためには、今後、ドライカッパ接続料の抑制を目的にメタルと光のコスト配賦を見直す等、光ファイバの接続料・エ事費について更なる低廉化を図ることが重要と考えます。 【KDDI株式会社】	また、平成24年度及び平成25年度接続会計において実施したメタル回線と光ファイバ回線との間における施設保全費等の配賦方法の見直し等については、コスト把握の精緻化を図るために実施してきたものであり、適切な措置であると考えています。 なお、KDDI殿のご指摘のとおり、当社としては、合理的な理由なくドライカッパ接続料を抑制する措置を採る考えはありません。

, 2,2,7 5	· · · · = · · · · · · · · · · · · · · ·
今回申請された平成 29 年度接続料は、前年比で NTT 東十6.6%、NTT 西+56.1% (高速ディジタル 64kb/s、エコノミ	│が続いていることから │今後も接続料水準が上
ークラス、タイプ 2、同一 MA 内の場合)の上昇率となってお	す。
り、平成 25 年度接続料と比較すると、実にこの 4 年間で接続料が NTT 東で 1.8 倍、NTT 西で 3.2 倍にもなっております。	│ こうした状況下にあ │設備規制にて貸し出し
特に NTT 西においては、平成 29 年度接続料に加算された	として、実際に要した
調整額が申請された接続料の約3割を占めており、これは今	ものとすることが原則
回、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の許	と同様に負担いただか
可を求める申請を行い、調整額の一部を平成 30 年度の接続	当社としては、引き
料原価に繰り延べを行ったドライカッパ接続料における約 1 割と比べても、非常に大きな調整額の影響となっておりま	削減に取り組んでいく
一す。	また、「適切な代替+ の意見については、当
^ ° 低速系専用線(ディジタルアクセス(64Kb/s、128kb/s))	の息兄については、≡ イーサネット等の法人
については、同等の料金水準・機能で提供できる適切な代替	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
サービスがない等の問題もあることから、現時点でも相当数	利用者に対して移行提
の利用者が残っており、そのような状況において接続料が急	す。
激に上昇すると、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が	なお、調整額の一部
事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定される	度に起因する接続料の 5年7月30日 総務
ため、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請	5年/月30日 - 総想 の適用を必要最小限と
事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激	動が特に大きく、対象
な上昇を抑制していただくとともに、適切な代替サービスの 検討等を進める必要があると考えます。	いて抑制措置を適用す
	の適用により接続料水
また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成 29 年度接続料について、ドラ	等が、抑制措置の適用 れらの基準に準じて、
イカッパ接続料同様、調整額の一部を平成 30 年度の接続料	の接続料についてのみ
原価に繰り延べる措置を取ることが必要です。	判断したものです。
平成 30 年度接続料については、平成 28 年度に実施した減	

他事業者意見

く専用線について、より一層のコスト削減を図り、接続料の

急激な上昇を抑制するとともに、適切な代替サービスの検討

等を進めるべきとのご意見>

区分

専用線

当社意見

専用線サービスについては、利用者ニーズの変化により、IP-VPNや広域イーサネット等の法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。

こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信 設備規制にて貸し出しが義務付けられている機能の適正な対価 として、実際に要した設備コストを利用に応じて負担いただく ものとすることが原則であり、接続事業者には、当社利用部門 と同様に負担いただかざるを得ないと考えます。

当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト 削減に取り組んでいく考えです。

また、「適切な代替サービスの検討等を進める必要がある」との意見については、当社を含め各事業者が I P - V P N や広域イーサネット等の法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービス等、幅広い選択肢の中から検討を行い、各々の利用者に対して移行提案を行っていくべきものであると考えます。

なお、調整額の一部を繰り延べる措置については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成25年7月30日 総務省総合通信基盤局)において、当該措置の適用を必要最小限とすることが適当とした上で、接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められることや、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれることが、抑制措置の適用の基準として示されていることから、これらの基準に準じて、今回、ドライカッパ及びメタル端末回線の接続料についてのみ当該措置を適用することが適切であると判断したものです。

区分	他事業者意見	当社意見
専用線	価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれること から、調整額の一部を繰り延べても、その影響については緩 和されるものと考えます。	
	【KDDI株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
接続機能の廃止	くサービスや機能の休廃止に係る規律を整備すべきとのご意見> ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有するNTT東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了」該機能を利用して提供するサービスの利用者並びに接続事業者が影響を及ぼすため、利用者保護の観点で、サービスや機能の外廃止に係る規律を整備することが必要です。 「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申~移行後のIP網のあるべき姿~(案)においても述べられているとおり、第一種指定電気通信設備に係る接続機能の終了に伴っ伝表統約款が変更される場合には、「当該接続約款の変更とれる場合には、「当該接続約款の変更とれる場合には、「当該接続約款の変更とれる場合には、「当該接続約款の変更とれる場合には、「当該接続約款の変異とが必要に係るといったが変更される場合には、「当該接続の大きで表したが望まれること」といった対応が求められております。 したがって、今後、今回同様に接続機能の廃止や整理品目化が行われる場合には、当該機能を利用する接続事業者との間で事前協議を丁寧に行い、廃止・移行に係る接続事業者の対応期間を十分に確保することが必要だと考えます。また、あわせて、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申~移行後のIP網のあるべき姿~(案)で言及されているとおり、機能を廃止する計画の「網機能提供計画」の届出対象への追加が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】	接続機能の廃止にあたっては、これまでも廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当該機能を利用する接続事業者との間で新規受付停止時期や移行方法等に関する事前協議を綿密に行い、当該事業者の対応期間を十分に確保するとともに、ご要望いただければ代替機能等の提案を行う等、丁寧に対応してきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。こうした対応を行ってきた結果、接続事業者において、利用者保護の観点から支障は生じていないものと考えており、接続機能の廃止に係る新たな規律を設ける必要はないと考えます。 なお、技術の変化や経済性等の理由から、全く同等の代替機能、サービスがないまま、接続機能を廃止せざるを得ない場合があることも想定されますが、「代替性」を厳格に解釈することで、事業の退出が実質的に制限されることがないよう留意いただきたいと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
コロケーション等	NTT コミュニケーションズの所有ビル等においても、リソースの空き状況等の情報を開示すべきとのご意見> <ntt コミュニケーションズの所有ビル等における情報開示について=""> 「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する再意見募集」において当社より再意見したとおり、NTT コミュニケーションズの所有ビルで NTT 東・西の義務的コロケーションが提供されている場合、又は、NTT 東・西ビルで義務的コロケーションが提供されているが、電力設備が NTT コミュニケーションズの所有ビルから提供されている場合については、NTT 東・西の接続約款(第99条の2)による空き情報等の開示対象外であることから、前者についてはコロケーションスペースと電力容量の空き状況が、後者については電力容量の空き状況が把握できませんが、これらの場合においても、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】</ntt>	国社息児 NTTコミュニケーションズ殿が所有されるビルにおいて当社が第一種指定電気通信設備を設置するために賃借しているリソースについては、効率的な利用によりコストの抑制を図る観点から、ビル所有者との契約条件等を踏まえつつ、可能な限り必要最低限の容量で確保するよう努めております。 そうした中、コロケーションスペースについては、円滑な設備更な等を実現する観点から、一定区画をまとめてNTTコ内のスペースに係る空き状況を把握することが可能であるため、今般の事業者意見等を踏まえ、コロケーションスペースの空き状況の事前開示に向けて検討を行っていく考えです。 一方、電力設備については、NTTコミュニケーションズ殿より必要な予設については、NTTコミュニケーションズのとり必要な予しているを見かれては、その都度、NTTコミュニケーションズとのいては、その都度、NTTコミュニケーションズとのいては、その都度、NTTコミュニケーションズとは、まずでは、その都度、NTTコミュニケーションズとのいては、そのを量のみを賃借しており、現時点において、電力設備の空き状況を事前開示することは困難です。

区分	他事業者意見	当社意見
コロケーション	マコロケーションや中継ダークファイバ区間において、計画的にDランクを解消することも検討すべきとのご意見> マ長期間にわたり空きが確保できない区間(D ランク)に対する対処について> NTT 東・西の加入光ファイバを用いた移動・固定通信のインフラ構築や FTTH サービスの展開エリアの拡大等のためには、NTT 東・西のコロケーションスペースや受・発電リソース、及び、中継ダークファイバ等の利用が不可欠ですが、長期間にわたり空きが確保できない区間(D ランク)存在するため、接続事業者が計画的に事業展開できないケースが生じてめ、接続事業者が計画的に事業展開できないケースが生じております。 コロケーションや中継ダークファイバ区間において、長期間にわたり Dランクのまま空きの確保が困難な区間で、東・西が利用門含めて過剰なスペースの確保が行われていないたりませいので、中継区間において NTT 東・西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことでよって、計画的にDランクを解消することも検討すべきだと考えます。 【KDDI株式会社】	当社は、これまで、有限のコロケーションスペースや中継光ファイバ等を円滑に有効活用していただくための仕組みの整備に努めてきたところであり、当社が利用しなくなり、それらが不要となる場合には、接続事業者に利用いただける状態としてきました。 また、中継光ファイバの空き芯線が無い場合については、要望に応じて、当社において異ルート等の代替手段を検下であとともに、WDM装置の別置有無位の接続を提供し、現に接続事業者に当該接続を利用いただいてNTT東西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことによって、計画的にDランクを解消することも検討すべき」との意見を提出されていますが、当社は、ご指摘のような伝送装置の更改等に合わせた中継ネットワークの効率化を進めてきたところであり、現にDランク区間も減少しているところです。

区分	他事業者意見	当社意見
対していっています。 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一記では、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一	方細 ウよ定に上一借等比 す産た度「る や賃資へで定と 社原西(仮 大き けいりす係用の照を採 「い投ま利と 係 が比スレなて 式 、よ期の と資達がに でい本べの ま価分に主 投算味関酬定 とえのりと では いまなを用 流う資れ子に 食いすい は期なら負す の 大き おお本の の の の の の の の の の の の の の の の の の	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定にのでは、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、資借対照表の数値をことで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、とする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることかかの資本として総額を見込む現行の算定方法は適正であると考えます。 ご指摘のように、近年、電気通信事業固定資産は減少する一方で自己資本は増加しておりま事業運営に取り組んできたに明いるとの蓄積により安定的変の取り組んできたに用いるといいます。 であり、いうを指により安定的変の取り組んできたので自己資本は増加しておりますが、近年を優先的に用いるといきされば設備のスリム結果であり、いうを指により安定的なの取り組んを優先的に見るで自己資本の蓄積により安定的なの取り組んを優先的におり、これは設備のスリムにはいるとのではからきた、現時点で自己資本のではないと考えます。

区分			他事業者意見	見			当社	t意見	
 *本構成比率	「右利	 子負債以外の負			こく「投資				
71177020	その他の資産」(固定資産)は自己資本から圧縮し、それ以								
		流動資産」を「			このか、より				
	実態に	即した算定にな	ると考えます	•					
	なお、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関す								
		る再意見募集」において NTT 東・西が、「自己資本は、『投資							
		』の資産』の取得							
					·				
		事業固定資産』							
		」と述べており							
	向を見	ると、自己資本	は増加してい	るにも関わり	らず、電気通				
	信事業	固定資産は減少	し続けている	ことから、必	がしも、「自				
	己資本	を『電気通信事	業固定資産』	の取得に優先	上的に用いる				
		で『毛ススを記す							
		これらの事実も踏まえながら、今後、資本構成比率の算定							
	これ	しらの事実も踏ま	えなから、今	'俊、頁本愽原	及比率の昇足				
		しらの事実も踏ま ∷ついて、「次世f							
	方法に		tネットワー ク	ク(NGN)等の	D接続ルール				
	方法に	ついて、「次世代	tネットワーク 踏まえた接続	ウ(NGN)等 <i>0</i> ルールの検言	D接続ルール				
	方法に関すいて、	ついて、「次世代 る意見募集」を 詳細の検討が必	tネットワー! 踏まえた接続 要だと考えま	ウ(NGN)等 <i>0</i> ルールの検言 す。	D接続ルール 対の場等にお				
	方法に に関す いて、	ついて、「次世代 る意見募集」を 詳細の検討が必	tネットワーク 踏まえた接続	ウ(NGN)等 <i>0</i> ルールの検言	D接続ルール				
	方法に に関す いて、	ついて、「次世f る意見募集」を 詳細の検討が必	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま _{平成21年}	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 ***********************************	D接続ルール 村の場等にお PR 27年 B/S稼働ペース 2,691,129				
	方法に に関す いて、	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評価の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} _{B/S稼働ベース}	ウ (NGN) 等 <i>0</i> ルールの検言 す。 _{平成24年 B/S稼働ベース}	D接続ルール 村の場等にお ************************************				
	方法に に関す いて、 ^{単位:百万} () 内は34	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ベース 2,952,584 2,102,681	ウ (NGN) 等の ・ルールの検言 す。 ^{平成24年} B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,760)	P様続ルール 対の場等にお P成27年 B/S稼働ベース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547)				
	方法に に関す いて、 ^{単位:百万} () 内は34	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評価の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ベース 2,952,584	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 ^{平成24年} _{B/S稼働ベース} (▲63,274) 2,138,441	P接続ルール 対の場等にお PK27年 B/S稼働ベース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396				
	方法に に関す いて、 ^{単位:百万} () 内は34	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 門 年前の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ベース 2,952,584 2,102,681	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 ^{平成24年} B/S稼働ベース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,760) 2,703,874 (▲87,779)	P接続ルール 対の場等にお P成27年 B/S稼働ベース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478)				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 門 年前の稼働ベースとの差 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,706,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,703,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,703,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,703,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				
	方法に に関す いて、 ^{単位: 百万} () 内は3 ³ NTT東	ついて、「次世付る意見募集」を 詳細の検討が必 評 電気通信事業固定資産 自己資本 電気通信事業固定資産 自己資本	tネットワーク 踏まえた接続 要だと考えま ^{平成21年} B/S稼働ペース 2,952,584 2,102,681 2,791,653	ウ (NGN) 等の ルールの検言 す。 平成24年 B/S稼働ペース 2,889,310 (▲63,274) 2,138,441 (+35,703,874 (▲87,779) 1,515,926	平成27年 B/S稼働ペース 2,691,129 (▲198,181) 2,202,988 (+64,547) 2,588,396 (▲115,478) 1,527,346				

区分	他事業者意見	当社意見
情報の開示	響額をシミュレーションできるような情報の開示が望ましいとのご意見> 平成 29 年度のドライカッパ接続料に関しまして、平成 30 年度の接続料原価に調整額の一部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたことにより、当初の見込値よりもるととにより、当初の見込値よりもるととを踏まえると適切な措置であると考えます。 また、平成 30 年度の接続料金につきましては、平成 28 年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることが、東日本殿「といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西上、いいます。)におかれましては、平成 28 年度上期等の実績値を元に精緻にシミュレーションしたものと想定しますが、NTT 東西殿以外の事業者にはその予測の根拠が開示されておりません。 事業者の予見性及び接続料算定の透明性確保の観点から、響額をNTT 東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。 具体的には、メタルの端末系伝送路に係る市内線路の取得をNTT東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。 具体的には、メタルの端末系伝送路に係る市内線路の取得をNTT東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。 「以フトバンク株式会社」	平成30年度のドライカッパ接続料の水準については、需要の減少度合いが同様であるとすると、平成29年度の接続料水準から大幅には変動しないものと想定される旨を事業者説明会等の場でお示ししており、接続事業者の予見性は十分確保されているものと考えております。 なお、当社設備の資産取得年度毎の取得資産価額及び正味資産価額の内訳を開示した場合、老朽化等に伴う設備更改の発生見通しを予見することが可能となり、ひいては、物品購入や工事に係る発注計画が類推可能となって、価格交渉に影響を与える等、当社の効率的な事業運営に支障が生じるおそれがあるため、開示することはできません。

(2) 平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定

(2) 平成 29 平度	の加入光ファイバに係る接続料の改定	
区分	他事業者意見	当社意見
用年数	く光ファイバの耐用年数を定期的に見直すべきとのご意見 「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意 見募集」において当社より意見したとおり、光ファイバの耐 用年数見直しについては、2008 年度にそれまで採用していた 法定耐用年数 (10 年) から使用実態を踏まえた経済的耐用年 数 (架空 15 年、地下 21 年) に変更され来年度で 10 年が経 過することになります。 加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光 への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数 については、政策的に、例えば、5 年・10 年といった期間毎 に、又は、将来原価方式での接続料申請毎 (補正申請時は含 まず)に、定期的な見直しを実施することを検討すべきです。 【KDDI株式会社】 現在設定されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数 につきましては、実績が少ないため、継続的に見直しを検討 することが、将来原価方式を採用している加入光ファイバ接 続料におきましては、より実態に合った耐用年数の設定に資 すると考えております。そのため、将来原価方式の認可申請 のタイミング等、定期的に見直しを検討する機会を設けることを要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】	平成29年2月末に公表したとおり、光ファイバケーブルの耐用年数については、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務環境会実務指針(※)に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検証を行った結果、当社として現時点で直しが必要な状況には至って、いと判断しました。したがって、今後、光ファイバケーブルに関するあて耐用年数の見直しは、適正な財務会計のために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施するものであり、接続料を低廉のではないと考えます。 (※) 監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(平成24年2月14日) 3. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的でいる、対象となる「資産」の材質・構造・日はなく、経済的でいるでなければならな対象となる「資産」の材質・経済の時殊の長の、そ自己のよりではない、となるでは、大きでのでのでなければならない。

区分	他事業者意見	当社意見
分岐端天の場合を持ている。	この検討の場等において、詳細な検討をすべきとのご意見 表表について、今後、接続ルートの検討の場等において、詳細な検討をすべきとのご意見 京次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見 京次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意 京次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意 元次の接続料は、分岐端末回線の創設を基に、初からに接続なりまます。	分岐端末回線に係る接続料原価に含まれる減価償却費は、創設費を平均的な使用期間である耐用年数で除して算定していることから、減価償却の状況については適切に反映されております。 そのため、加入光ファイバのコスト全体から分岐端末回線に係るコスト等を除いて算定する主端末回線の接続料負担はそれぞれ公平なものとなっております。

·		
区分	他事業者意見	当社意見
分岐端末回線接	このように、分岐端末回線接続料の算定方法について、今	
	後、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意	
引込等設備維持		
負担額	の検討が必要だと考えます。	
只担 做		
	【KDDI株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	「大田田の第定方法について、見直すべきであり、今後、接続ルールの検討の場等において、詳細を検討すべきとのご意見> 「(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係額を増加に設備らことができる算定として、レートベースに関係のない投資を増加を設備に、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代本路通信とかットたた。近年のの接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】 平成29年度の加入光ファイバ接続料は、自己資本比率の正規の自己資本比率は年々上昇し続けており、報酬上昇の要因になります。また、他公共事業※に比べて表記であると対すます。 【KDDI株式会社】 平成29年度の加入光ファイバ接続料は、自己資本比率の正規の自己資本比率により、報酬と表記であります。。(※他の共事業の自己資本比率であると表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	とで、加入光ファイバ接続料の平成31年度2,000円台の確実な達成及び平成32年度以降の更なる低廉化にもつながり、メタルから光への移行をより促進することになると考えております。 【ソフトバンク株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
	しいと考えます。	
	【ソフトバンク株式会社】	

│ 区分 │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	V + I -
	<u>当社意見</u>
継局接続機能 きとのご意見> いては、ご指摘の点も踏まる	多行期における接続料の取扱いにつ えつつ、IP-IP接続への移行方 皆間意識合わせの場等において関係 考えです。

区分 帯域換算係 用いた「ポー 績トラヒック
用いた「ポー

他事業者意見

数を - ト実 ク比」

<帯域換算係数の適用は取りやめるべきとのご意見>

中継ルータや中継伝送路等の共用設備に係るコストを関 係する接続機能へ配賦するために、QoS 換算係数及び帯域換 算係数を用いた「ポート実績トラフィック比」が用いられて います。帯域換算係数については、一般的に、IP 系の装置 が帯域差に比して装置価格差を生じさせるものではないこ と、すなわちスケールメリットが働く点に着目して、そのス ケールメリットを勘案した場合のトラフィックを推計する ために用いられています。

しかしながら、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルー ルに関する意見募集」において当社より意見したとおり、帯 域換算係数は、各機能のエッジ設備(GW ルータ等)の NGN 側 の1ポートあたりのトラフィック差に応じて適用されるこ とになっているため、例えば、A機能とB機能で中継ルータ を通過するトラフィック差が 10 倍(1G:10G) であっても、 帯域換算係数が 1:6.7 (帯域 10 倍ごとにコストが 2.6 倍の 場合)の場合は、「帯域換算後のポート実績トラフィック比」 は、1 (1×1 ポート):2.6 (2.6×1 ポート) となり、中継 ルータのコストはA機能とB機能に 1:2.6 でコスト配賦さ れています。すなわち、B機能はA機能に比べて、中継ルー タのトラフィックリソースを 10 倍消費しているにも関わら ず、中継ルータのコストはA機能のわずか 2.6 倍しか負担し ていないことになっています。

通常、中継ルータや中継伝送路といった設備は、当該設備 を通過する各機能のトラフィックを処理できるだけの設備 を用意するということを考えれば、そのコスト配賦について は、帯域換算係数を適用せずに、当該設備を通過又は確保し た機能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト配賦を行 うのが適切だと考えます。

なお、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関す る再意見募集」において、NTT 東・西が「実際に各社のネッ <帯域換算係数の扱いについて>

帯域換算係数は、中継ルータ等のトラヒックリソースを10 倍消費する場合であっても、中継ルータ等のコストは10倍も かからないというIP系装置の特徴(スケールメリットが働く 点)をアンバンドル機能間のコスト配賦に反映するために、一 般的なルータにおける1Gポートと10Gポートの市販価格の 差等を基にして設定しているものであり、コストの実態を踏ま えた適正なものであると考えます。

当社意見

この考え方や算定方法は、NGN提供前から「次世代ネット ワークの接続料算定等に関する研究会」等で議論・検討された 上で妥当であると認められてきたものであり、これを覆すよう な市場環境の変化等はこれまで生じていないものと考えます。

なお、専用線の速度換算係数のように、高速大容量による設 備効率化を接続料算定に織り込むことは、IP系装置に係らず、 NGN接続料の設定以前から採用されております。

仮に帯域換算係数を廃止した場合は、適正なコスト配賦を歪 めることになるばかりではなく、広帯域のサービスにおけるコ スト負担が過大となり、我が国のブロードバンドの促進を妨げ ることになりかねないと考えます。

したがって、NGNのコスト配賦において帯域換算係数(帯 域と設備コストの関係におけるスケールメリット)を勘案しな いよう見直すことは、適切でないと考えます。

なお、KDDI殿の意見に「競争環境や市場価格、各社の販 売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定 される接続料金を同列に論じても意味はなく」とありますが、 利用者料金の決定にあたっては設備コストも重要な要素の一つ と考えます。KDDI殿が提供されているサービスを含め、各 社が提供しているサービスにおいて帯域差ほど価格差がないの は、利用者料金の設定にあたって帯域換算係数と同様の考え方 が用いられていることも要因の一つになっているものと考えま

と考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市場価で帯域換算係数を適用することは、適切であると考えます。	区分	他事業者意見	当社意見
トベースで算定される接続料金を同列に論じても意味はなく、共用設備のコスト配賦については、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。 このように、NGN のコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】 「KDDI株式会社】 「MANTAN	区分	トワークサービス(例えば KDDI 殿の国内イーサネット専用サービス等)の1Gbps 品目と10Gbps 品目の利用者料金を見ても、帯域が10倍であっても利用者料金は10倍となっておらず、当社NGN と同様に他社ネットワークにおいても帯域と設備コストの関係にはスケールメリットが働いているものと考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列に論じても意味はなく、共用設備のコスト配賦については、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。 このように、NGNのコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。	す。 <ngnのコスト配賦の在り方について> 当社としては、上述のとおり、NGNのコスト配賦にあたって帯域換算係数を適用することは、適切であると考えます。 加えて、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、収容ルータのコストの扱い等について、より適正な負担となるよう見直しを検討すべきと考えます。 これまで収容ルータについては、収容局接続機能の利用事業者ごとに設置が必要な装置であるとして、そのコストのほぼ全額を収容局接続機能の原価としたが、例えば、今般、新たにアンバンドルされた優先転送機能の優先トラヒックが増加することによって、収容ルータの増設等が必要になコスト負担の観点で問題があると考えます。 したがって、収容ルータのコストについては、上述のような利用状況の変化を踏まえ、改めて、適正なコスト負担となるよう、収容局接続機能以外の機能の原価にも配賦する等の見直し</ngnのコスト配賦の在り方について>

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	<接続ルールの検討の場等において、詳細を検討すべきとのご意見> 「(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることからワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む現行の算定方法は適正であると考えます。

(4) 長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の改定等

	用力式に基づく平成 29 平度の接続料の以及等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当社音目
区分 平成 29 年度接 続料	他事業者意見	当社意見 平成29年度の接続料については、モデルにより算定した加入者交換機能に係る接続料原価が約▲7.2%減少したのに対し、加入者交換機能に係るトラヒック(通信時間)は約▲11.9%減少した結果、接続料水準が上昇しているものです。 なお、現在、長期増分費用モデル研究会で、平成31年度以
	ら IP 網へのマイグレーションが進展しております。それに伴い、PSTN のトラフィックは減少を続けており、今回申請された平成 29 年度の PSTN 接続料は、3 分換算で、GC 接続で対前年度比+5.5%、IC 接続で対前年度比+4.8%と、GC 接続、IC 接続共に前年度に比べて値上がりとなっております。このような接続料水準の高騰は、ユーザー利便に影響を与えるものであり、PSTN を利用し続けるユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーション	降のPSTN接続料算定を視野に入れたモデルが検討されておりますが、仮想的なモデルにより実際にかかった費用を回収できず、NTT東西に過度な負担を強いる長期増分費用方式は採用すべきでないと考えます。加えて、PSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルでPSTN接続料を算定することは、原価に対して適正な接続料とはなりえず、不適切であると考えます。
	を進めるため、有力な移行先である OABJ-IP 電話(ひかり電話)の接続料水準から大きく乖離しない程度に PSTN 接続料の高騰を抑制していく必要があると考えます。 固定電話市場の主流が IP に移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークは IP 網であるため、現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深め、早期に現行モデルから IP-LRIC モデルに移行できるよう準備を進めていくことが重要です。	
	(※1) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」 (平成 28 年度第 2 四半期 (9 月末)) より 【KDDI株式会社】 今般、NTT 東西殿により申請がなされた、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成 29 年度の接続	

区分	他事業者意見	当社意見
	料につきましては、GC 接続 3 分当たり 6.38 円(前年度比+5.5%)、IC 接続 3 分当たり 7.68 円(前年度比+4.8%)と引き続き接続料上昇の傾向であり、このまま現行のモデルを使い続けた場合、上昇の傾向は変わらない見込みです。	
	現在、長期増分費用モデル研究会において、次期に適用するモデルの議論が行われているところですが、LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑み、効率的ネットワークを実現できる IP-LRIC モデルの適用に向けた議論を進めることが適当と考えます。	
	【ソフトバンク株式会社】	

公光ケーブルの耐用年数について、再推計の頻度を議論すべきとのご意見> 光ケーブルの耐用年数の見直しについては、光ケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合に検討するものと考えます。 光ケーブルの耐用年数に対した。最新のデータを用いて推計をすることにより、経済的耐用年数は延びていくものと考えられることから、今後、より実態に即した耐用年数とするために、再推計の頻度等について議論を行うことが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		他事業者意見	业 ↑ ↑ → 日
用年数 論すべきとのご意見>			1,-2,2
	用年数 請	論すべきとのご意見>	する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合に検討するものと考えます。 また、長期増分費用モデル研究会報告書(案)に対する意見に対する研究会の考え方(平成27年2月4日)において、「光ケーブルの経済的耐用年数の推計には、光ケーブルを保有する事業者から撤去実績等に係るデータの提供が必要であることを踏まえると、事業者の過度な負担とならない範囲で、適時に更新することが適当である。」と指摘されているとおり、事業者の過度な負担となりうる頻繁な再推計は行うべきではないと考え

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比率	く資本構成比率の算定方法について、見直すべきであり、今後、接続ルールの検討の場等において、詳細を検討すべきとのご意見> 「(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 【KDDI株式会社】	接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む現行の算定方法は適正であると考えます。

再意見書

平成 29 年 3 月 16 日

総務省総合通信基盤局料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし 住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 (ふりがな) かぶしきがいしゃ 氏 名 ソフトバンク株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち けん 代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
一般帯域透過端末	KDDI 株式会社	~(略)~	KDDI 株式会社殿(以下、「KDDI 殿」といいます。)の
回線機能(ドライカッ		このような接続料の急激な上昇は、接続事業者の	意見に賛同いたします。
パ) の接続料		事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続	現在、PSTN マイグレーションの議論の中で、メタル回線
		料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するよう	から光回線への移行促進が課題として挙げられているもの
		な場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な	の、光 IP 電話はブロードバンドインターネットのオプションサ
		変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る	ービスとして提供されているため、ブロードバンドを必要とし
		等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへ	ないお客様にとってはメタル電話の代替サービスにはなり得
		のマイグレーションが進展している中においては、マイグ	ません。
		レーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しい	さらに、メタル回線市場は需要が減少しているとはいえ、
		サービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重	2,000 万回線以上の大きな需要があることを考慮します
		要です。	と、利用者保護等の観点からも、メタル接続料の急激な
			上昇を抑制する必要があります。今回の申請において、激
			変緩和措置により調整額の一部を繰り延べ、結果としてス
			タックテストの要件も満たしたことは適切な対処であり、次
			年度以降も同様な措置を取る必要があります。
通信路設定伝送機	KDDI 株式会社	今回申請された平成29年度接続料は、前年比で	KDDI 殿の意見に賛同いたします。
能の接続料		NTT 東+6.6%、NTT 西+56.1%(高速ディジタ	今回の申請で大幅な値上げとなった要因としましては、
		ル 64kb/s、エコノミークラス、タイプ 2、同一 MA 内の	需要の減少のほか、設備更改に伴って除却費用が増加し

場合) の上昇率となっており、平成 25 年度接続料と 比較すると、実にこの 4 年間で接続料が NTT 東で 1.8 倍、NTT 西で 3.2 倍にもなっております。

特に NTT 西においては、平成 29 年度接続料に加算された調整額が申請された接続料の約3割を占めており、これは今回、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請を行い、調整額の一部を平成30年度の接続料原価に繰り延べを行ったドライカッパ接続料における約1割と比べても、非常に大きな調整額の影響となっております。

低速系専用線(ディジタルアクセス(64Kb/s、128kb/s))については、同等の料金水準・機能で提供できる適切な代替サービスがない等の問題もあることから、現時点でも相当数の利用者が残っており、そのような状況において接続料が急激に上昇すると、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくとともに、適切な代替サービスの検討等を進める必要があると考えます。

また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成 29 年度接続料について、ドライカッパ接続料同様、調整額の一

たために調整額が大幅に上昇したことがあげられます。除却費用の増加は一時的な事象であり、また KDDI 殿の述べられている通り、特に西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)において大幅な値上げになっていることを考慮しますと、ドライカッパ接続料と同様に激変緩和措置を取ることが適当であると考えます。

		部を平成 30 年度の接続料原価に繰り延べる措置を	
		取ることが必要です。	
		平成 30 年度接続料については、平成 28 年度に	
		実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効	
		果が見込まれることから、調整額の一部を繰り延べて	
		も、その影響については緩和されるものと考えます。	
通信路設定伝送機	KDDI 株式会社	ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備	KDDI 殿の意見に賛同いたします。
能の一部廃止、通信路		を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提	東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本
設定伝送機能の一部		供を終了した場合、これらのサービスの利用者並びに	殿」といいます。)及び NTT 西日本殿(以下、併せて
及びデータ伝送機能の		接続事業者が当該機能を利用して提供するサービス	「NTT 東西殿」といいます。)がサービスや機能の提供を終
整理品目化		の利用者等に重大な影響を及ぼすため、利用者保護	了する際の手順は、オープンな場で議論した上で整備され
		の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整	るべきと考えます。
		備することが必要です。	
		「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申~	
		移行後の IP 網のあるべき姿~(案)においても述べ	
		られているとおり、第一種指定電気通信設備に係る接	
		続機能の終了に伴って接続約款が変更される場合に	
		は、「当該接続約款の変更に係る認可の要件の一つ	
		として、第一種指定電気通信設備設置事業者は他	
		事業者に対して十分な周知期間を確保することが明	
		示されること」「第一種指定電気通信設備設置事業	
		者においては、終了に係る機能の代替措置について、	
		具体的な提案を行うなどの対応を接続事業者に対し	
		て行うことが望まれること」といった対応が求められており	
		ます。	

		·	
		したがって、今後、今回同様に接続機能の廃止や	
		整理品目化が行われる場合には、当該機能を利用す	
		る接続事業者との間で事前協議を丁寧に行い、廃	
		止・移行に係る接続事業者の対応期間を十分に確	
		保することが必要だと考えます。また、あわせて、「固定	
		電話網の円滑な移行の在り方」一次答申~移行後	
		の IP 網のあるべき姿~(案)で言及されているとお	
		り、機能を廃止する計画の「網機能提供計画」の届	
		出対象への追加が必要だと考えます。	
資本構成比率の算	KDDI 株式会社	~ (略) ~	KDDI 殿の意見に賛同します。レートベースに係る報酬
定		これは投資有価証券や関係会社株式等に資金を	額は事業の用に供される資産に基づいて算定されるべきで
		投入すればするほど、「その他負債」が圧縮され、報酬	あり、事業に関係のない投資等によって、報酬額が膨らむ
		額の算定に用いる資本構成比の自己資本比率が高	ことは不適当であると考えます。
		まることを意味しています。すなわち、レートベースに関	また、NTT 東西殿の自己資本比率(平成 27 年度実
		係のない投資や関係会社株式等に資金を回すこと	績で、NTT 東日本殿: 77.9%・NTT 西日本殿:
		で、レートベースに係る報酬額を増加させることができる	56.2%)が他公共事業と比べても高水準である上に上昇
		算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る	を続けていることを踏まえますと、KDDI 殿の考え方も含め
		報酬額算定としては不適切です。	て、資本構成比の算定方法について議論して頂くことを要
		投資有価証券や関係会社株式等は長期保有を	望いたします。
		前提とした勘定科目であることから、原則、長期資金	KDDI 殿は(2)~(4)でも同様の意見を述べら
		で賄うと考えるべきであり、また、NTT 東・西のような安	れておりますが、上記と同様の考え方で賛同いたします。
		定した大企業の場合は、有利子負債の固定負債	
		(長期借入金等)で賄うよりは、安定した自己資本	
		で賄うと仮定した方が自然であると考えます。	
		したがって、現在の算定のように、「流動資産等」を	

		全て「有利子負債以外の負債」から圧縮するのではな	
		く、「投資その他の資産」(固定資産)は自己資本か	
		ら圧縮し、それ以外の「流動資産」を「その他負債」か	
		ら圧縮した方が、より実態に即した算定になると考えま	
		す 。	
工事費・手続費・コロ	KDDI 株式会社	<ntt th="" コミュニケーションズの所有ビル等における情<=""><th>KDDI 殿の意見に賛同します。</th></ntt>	KDDI 殿の意見に賛同します。
ケー ション料金等		報開示について> 「次世代ネットワーク(NGN)等	「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する
		の接続ルールに関する再意見募集」において当社より	意見募集」の中で当社からも意見した通り、NTT コミュニ
		再意見したとおり、NTT コミュニケーション ズの所有ビ	ケーションズ株式会社殿(以下、「NTTCom 殿」といいま
		ルで NTT 東・西の義務的コロケーションが提供されて	す。)の所有ビルにおける NTT 東西殿の義務コロケーショ
		いる場合、又は、NTT 東・西ビルで義務的コロケーシ	ンエリアに関しては、コロケーションリソースに関する情報が
		ョンが提供され ているが、電力設備が NTT コミュニ	開示されておりません。
		ケーションズの所有ビルから提供されている場合につい	当該ビルにおいて、リソースの空き状況を確認する為に
		ては、NTT 東・西の接続約款 (第 99 条 の 2)	は、現状、定期的にPOI調査(有償)を行うことにより確認
		による空き情報等の開示対象外であることから、前者	するしかないため、KDDI 殿の意見内容の通り、リソースの
		についてはコロケーションスペースと電力容量の空き状	空き状況等の情報開示が必要です。
		況が、後者については電力容量の空き状況が把握で	
		きませんが、これらの場合においても、接続を円滑に行	
		うために、リソースの空き状況等の情報開 示が必要だ	
		と考えます	
工事費・手続費・コロ	KDDI 株式会社	<長期間にわたり空きが確保できない区間(D ラ	KDDI 殿の意見に賛同します。
ケー ション料金等		ンク)に対する対処について> NTT 東・西の加入	接続事業者から利用の要望があるにもかかわらず長期
		光ファイバを用いた移動・固定通信のインフラ構築や	間 D ランクが継続している設備に関しては、KDDI 殿指摘
		FTTH サービスの展開エリアの拡大等のためには、	の通り、NTT 東西殿は、D ランクの解消又は代替措置の
		NTT 東・西のコロケーションスペースや受・発電リソー	提供、また対応時期の情報開示について検討を進める必

ス、及び、中継ダークファイバ等の利用が不可欠です	要があります。
が、長期間にわたり空きが確保できない区間(D ラン	
ク)存在するため、接続事業者が計画的に事業展開	
できないケースや該当エリアでの事業展開をあきらめざ	
るを得ないケースが生じております。 コロケーションや中	
継ダークファイバ区間において、長期間にわたり D ラン	
クのまま空きの確保が困難な区間で、接続事業者から	
要 望のある区間については、例えば、NTT 東・西が	
利用門含めて過剰なスペースの確保が行われていな	
いか検証したり、中継区間に おいて NTT 東・西の	
伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで	
空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことに	
よって、計画的に D ランクを解消することも検討すべき	
だと考えます。	

(2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
光ファイバの耐用年数	KDDI 株式会社	「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関	KDDI 殿の意見に賛同いたします。現在設定されてい
		する意見募集」において当社より意見したとおり、光ファ	る NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数につきましては、
		イバの耐用年数見直しについては、2008 年度にそれ	実績が少ないため、継続的に見直しを検討することが将来
		まで採用していた法定耐用年数(10年)から使用	原価方式を採用している加入光ファイバ接続料におきまし
		実態を踏まえた経済的耐用年数(架空15年、地下	てはより実態に合った耐用年数の設定に資すると考えてお
		21 年)に変更され来年度で 10 年が経過することに	ります。そのため、将来原価方式の認可申請のタイミング
		なります。	等、定期的に見直しを検討する機会を設けることを要望い
		加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタル	たします。

から光への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数については、政策的に、例えば、5年・10年といった期間毎に、又は、将来原価方式での接続料申請毎(補正申請時は含まず)に、定期的な見直しを実施することを検討すべきです。

また、平成 29 年 2 月 28 日に NTT 東西殿から公開されました「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」におきまして、平成 20 年度の見直しと同じ確率分布関数の平均値により算出した耐用年数の推計結果(架空 19 年、地下 26 年)に加え、平成 28 年 5 月にも実施された 7 つの統計による検討を行い、架空が 14~21年、地下が 20~33年という結果になったため、現行の架空 15 年、地下 21年ともにその幅に収まっていることから、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しは実施しないという結論に至っておりますが、経済的耐用年数を推計する考え方が取り入れられた平成 20年度と同様の手法を用いた結果を採用することが、算定基準の継続性の観点から合理的であり、架空 19年地下 26年を採用することが適当であると考えます。

仮に、推計に用いる関数によって結果に幅が生じることを理由に、上記耐用年数は採用せず、7つの統計を用いた検討を行うとしても、その7つの統計を耐用年数の推計に用いる妥当性を7つそれぞれについて説明した上で、以下の理由からその各推計結果の平均値等を採用することがより合理的であると考えます。

①平成 27 年度末の実績データを用いて、平成 20 年度の見直し時と同じ確率分布関数の平均値で算出した結果、推計される耐用年数が長くなっていること

②平成 27 年度末の実績データを用いて 7 つの統計を
用いて算出した結果、平成 26 年度末の実績データを用
いた場合よりも耐用年数が長くなっていること
以上のことから、実績データが多くなるほど推計される耐
用年数が長くなることは明らかです。現在適用されている
耐用年数は上記 7 つの統計において最も短いものに近い
数値となっていることから、速やかに見直す必要があります。
NTT 東西殿の検証方法は不明点が多く、検討方法の
妥当性も曖昧であるため、一度有識者を交えてオープンな
場で光ファイバの耐用年数の検証方法について議論するこ
とを要望いたします。

(3) 平成 29 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定について

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
マイグレーションの移行	KDDI 株式会社	「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関	KDDI 殿の意見に賛同します。 NGN との IP-IP 接
順序性		する意見募集」において当社より意見したとおり、NGN	続、または、PSTN から IP 網への移行で、その順序性に
		との IP-IP 接続及び PSTN から IP 網への移行に	起因して、接続料負担等において不公平な取り扱いが生
		ついては、今後、関係事業者間や電話網移行円滑	じないようにすべきです。
		化委員会等において具体的な時期や方法等が議論	
		されることになりますが、新たに IP-IP 接続を行うにし	
		ろ、PSTN から IP 網へ移行するにしろ、全関係事	
		業者同時に IP-IP 接続を行なったり、PSTN から	
		IP 網へ移行ができる訳ではなく、必ず、接続や移行	
		に係る順序性が生じることが想定されます。	

		このため、NGN との IP-IP 接続を先に行う事業	
		者と後で行う事業者、又は、PSTN から IP 網への	
		移行を先に行う事業者と後で行う事業者で、その順	
		序性に起因して、接続料負担等において不公平な取	
		り扱い(例えば、先に接続を行った事業者に多大な	
		接続料負担が生じる等)が生じないよう、今後、移行	
		期の接続料の在り方等についても検討が必要です。	
帯域換算係数の適	KDDI 株式会社	~ (略) ~	KDDI 殿の意見に賛同します。帯域換算係数の適用
用について		通常、中継ルータや中継伝送路といった設備は、当該	によって比較的小規模な事業者の参入は困難になる可
		設備を通過する各機能のトラフィックを処理できるだけ	能性があります。より公平な環境で競争を促進させるため
		の設備を用意するということを考えれば、そのコスト配	にも、トラヒックに応じたコスト配賦を行うべきであり、帯域
		賦については、帯域換算係数を適用せずに、当該設	換算係数の適用に関しては詳細な検討が必要であると考
		備を通過又は確保した機能毎の実際のトラフィック量	えます。
		に応じてコスト配賦を行うのが適切だと考えます。	
		なお、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルール	
		に関する再意見募集」において、NTT 東・西が「実際	
		に各社のネットワークサービス(例えば KDDI 殿の国	
		内イーサネット専用サービス等)の 1Gbps 品目と	
		10Gbps 品目の利用者料金を見ても、帯域が 10	
		倍であっても利用者料金は 10 倍となっておらず、当	
		社 NGN と同様に他社ネットワークにおいても帯域と	
		設備コストの関係にはスケールメリットが働いているもの	
		と考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市	
		場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利	
		用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列	

		に論じても意味はなく、共用設備のコスト配賦について	
		は、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って	
		行われる必要があります。	
		このように、NGN のコスト配賦の在り方については、	
		今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク	
		(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏ま	
		えた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が	
		必要だと考えます。	
QoS データ利用の促	テレコムサービス協	本機能が新たにアンバンドルされたことを歓迎しま	テレコムサービス協会殿の意見に賛同します。 IP ネットワ
進	会	す。特に、IP 電話を実現するだけでなく、映像やデー	ークにおいては音声もデータも同様のパケットとして扱われる
		タ転送も優先パケットの対象となることを高く評価しま	ことから、データであっても、利用促進のため、音声と同じよ
		す。	うに接続事業者が利用可能とすべきです。協議において
		ただし、本機能を利用する上で、IP 電話としての	NTT 東西殿から求められる情報は接続に必要な情報の
		利用とデータ転送などのそれ以外の用途で利用する場	みとし、接続が遅滞なく行われることを要望します。
		合において、契約やその他の扱いに差が出ることがない	
		よう強く要望します。	

(4)長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
IP-LRIC モデルの早	KDDI 株式会社	固定電話(加入電話 + ISDN)の契約者数が	KDDI 殿の意見に賛同します。弊社が従前より意見して
期導入		2,187 万加入 (※1) まで減少する一方、OABJ-	いる通り、PSTN から IP 網へ円滑に移行するため、
		IP 電話の契約者数は 3,170 万件(※1) まで増	PSTN 接続料を抑制すべきであり、IP-LRIC の導入を行
		加しており、固定電話市場では、増々PSTN から IP	うべきです。現在、長期増分費用モデル研究会で検討が
		網へのマイグレーションが進展しております。それに伴	行われている IP-LRIC モデルの検討を進めるべきと考え
		い、PSTN のトラフィックは減少を続けており、今回申	ます。

請された平成 29 年度の PSTN 接続料は、3 分 換算で、GC 接続で対前年度比+5.5%、IC 接続 で対前年度比+4.8%と、GC 接続、IC 接続共に 前年度に比べて値上がりとなっております。

このような接続料水準の高騰は、ユーザー利便に影響を与えるものであり、PSTNを利用し続けるユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーションを進めるため、有力な移行先であるOABJ-IP電話(ひかり電話)の接続料水準から大きく乖離しない程度に PSTN 接続料の高騰を抑制していく必要があると考えます。

固定電話市場の主流が IP に移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークは IP 網であるため、現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深め、早期に現行モデルから IP-LRIC モデルに移行できるよう準備を進めていくことが重要です。

以上